

(その1)

収 支 報 告 書

※該当箇所に ☒ すること。

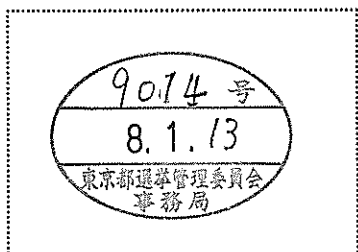
- 〒 166-0004
- 1 主たる事務所の所在地 東京都杉並区阿佐谷南 3-37-14 第2北原ビル6階
(ふりがな) いしはらのぶてるのせいらしこうえんかい
- 2 政治団体の名称 石原伸晃の税理士後援会
- 3 代表者の氏名 平野 弘道
- 4 会計責任者の氏名 小澤 茂
- 5 令和 7 年分

団体コード	0	1	2	0	0	6	9	9	2	0	0	0	1	0
前年繰越額	194,601 円													

事務担当者の氏名 小澤 茂

電話番号 03-3393-3571

受付	審査	確認
	✓	
消込	パンチ	照合
	添	



資金管理団体の指定の有無

☐ 有 ☒ 無

公職の種類 (現・候)

資金管理団体の届
出をした者の氏名

(※) 資金管理団体の指定の期間

年 月 日 から
年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

政治団体の区分

- ☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

東京都内

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1
号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2
号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補
者の氏名 石原 伸晃

公職の種類 参議院議員 (現・候)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 7 年 1 月 1 日 から
令和 7 年 12 月 24 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

収 支 の 状 況

(その2)

項 目	金 額	項 目	金 額
I 収 入 総 額 (1)～(2)の計	565,932	II 支 出 総 額 1～2の計	565,932
(1) 前年からの繰越額	194,601	1 経常経費の合計 (1)～(4)の計	61,980
(2) 本年の収入額 1～6の計	371,331	(1) 人 件 費	
1 個人の負担する党費又は会費		(2) 光 熱 水 費	
(党費又は会費を納入した人の数) 人		(3) 備品・消耗品費	
2 寄附 (1)～(2)の計	39,000	(4) 事 務 所 費	61,980
(1) 寄附の区分 ア～ウの計	39,000	2 政治活動費の合計 (1)～(6)の計	503,952
ア 個人からの寄附	39,000	(1) 組 織 活 動 費	
(うち特定寄附)		(2) 選 挙 関 係 費	
イ 法人その他の団体からの寄附		(3) 機関紙誌の発行その他の	
ウ 政治団体からの寄附		事業費 ア～エの計	364,000
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		ア 機関紙誌の発行事業費	
(2) 政党匿名寄附		イ 宣伝事業費	
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	332,000	ウ 政治資金パーティー開催事業費	
(1) (3のうち特定パーティーの対価に係る収入)		エ その他の事業費	364,000
(1000万円以上の政治資金パーティー)		(4) 調 査 研 究 費	
(2) (3のうち政治資金パーティーの対価に係る収入)		(5) 寄 附 ・ 交 付 金	139,952
(1パーティーで1人20万円超の支払)		(6) その他の経費	
((2)のうち対価の支払いのあつせんによるもの)		備 考	
4 借 入 金			
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
6 その他の収入 (1)～(2)の計	331	III 翌年への繰越額 (I－II)	0
(1) 10万円未満のものの計	331		
(2) 10万円以上のものの計			

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事業の種類	金額	備考
定期総会・解散総会兼石原伸晃先生との懇談会	332,000	令和7年12月3日 (株)京エナジーホテル南園 新宿区西新宿2-2-1
この頁の小計	332,000	(注1) すべての事業収入を記載してください。 (注2) 同一の事業収入は一行に計上してください。 (注3) 政治資金パーティーのうちで、1,000万円以上のパーティーについては(その10)に詳細を再掲してください。 (注4) 合計は最終頁に記載してください。 (注5) 政治資金パーティーは備考欄に開催日、開催場所を記載してください。
合計	332,000	

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
こ の 頁 の 小 計		(注1) 1件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「1件10万円未満のもの」欄に記載してください。 (注2) 「1件10万円未満のもの」と「合計」は最終頁に記載してください。
1 件 1 0 万 円 未 満 の も の	331	
合 計	331	

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)



(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分		①. 個人	2. 法人・その他の団体	3. 政治団体
寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)		職業(又は代表者の氏名)	備 考	
平野 弘道	5,000	7 3 3	杉並区阿佐谷南3-37-14 6階		税理士		
吉田 嘉博	5,000	7 3 3	杉並区阿佐谷南1-18-6		税理士		
成田 忠幸	5,000	7 3 3	杉並区永福4-3-13		税理士		
野口 匡	5,000	7 3 3	小平市学園西町3-21-29-8		税理士		
小澤 茂	5,000	7 3 3	杉並区阿佐谷南3-40-23		税理士		
南 耕一	14,000	7 12 1	杉並区阿佐谷北2-13-4		税理士		
こ の 頁 の 小 計	39,000	(注1) 同一者からの年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載してください。 (注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。 (注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。 (注4) 同一本部・支部(選管等へ届出たものに限る)からの寄附や交付金は、(その5)に記載してください。					
そ の 他 の 寄 附							
合 計	39,000						

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		1. 光熱水費	2. 備品・消耗品費	③. 事務所費
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考	
監査人報酬	30,000	7 1 23	石場 健三	杉並区高円寺南4-27-17-603		
監査人報酬	30,000	7 12 24	石場 健三	杉並区高円寺南4-27-17-603		
こ の 頁 の 小 計	60,000	(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。				
そ の 他 の 支 出	1,980					
合 計	61,980					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		その他の事業費 (定期総会・解散総会兼石原伸晃先生との懇談会)	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
飲食費	364,000	7 12 3	(株)京王プラザホテル 南園	新宿区西新宿2-2-1	
こ の 頁 の 小 計	364,000	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。			
そ の 他 の 支 出		(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。			
合 計	364,000	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。			
		(注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		寄附・交付金（寄付金）		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考	
寄附	69,976	7 12 15	杉並税理士政治連盟	杉並区阿佐谷南3-1-33 サンアサ ガヤビル201号		
寄附	69,976	7 12 15	荻窪税理士政治連盟	杉並区荻窪5-16-12 荻窪NKビル3 階		
この頁の小計	139,952	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。				
その他の支出		(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。				
		(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。				
合 計	139,952	(注4) 項目別区分ごとに別表にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 / 月 6 日

政治団体の名称 石原伸晃の税理士後援会

会計責任者の氏名 小澤 茂



(↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。)

代表者の氏名 平野 弘道



(注1) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

(注2) 「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

(注3) 国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

令和 7 年 12 月 24 日

石原伸晃の税理士後援会
代表 平野 弘道 殿

登録政治資金監査

登録番号

研修修了年月日

石場健三

第 757 号

平成 21 年 4 月 22 日

1、監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、石原伸晃の税理士後援会の令和 7 年に係る法第 17 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、石原伸晃の税理士後援会の主たる事務所において行った。

2、監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。
- (2) 法 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第 19 条の第 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法 17 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3、業務制限

石原伸晃の税理士後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

以上